

2024年7月15日

かたのにぎわいフェスタ2024

模擬店出店要項

1. 出店者の資格と条件

- ① かたのにぎわいフェスタ実行委員会（以下「実行委員会」とする）は、企画運営部会（以下、「運営部会」とする）を設置する。
- ② かたのにぎわいフェスタ出店者（以下「出店者」とする）は、交野市を中心に活動する市内の団体・店舗・企業（政治・宗教・反社会的勢力を除く）とする。
- ③ 原則として、かたのにぎわいフェスタ開催期間（2024年10月26日～27日）の2日間は必ず出店し、翌10月28日午前中の会場清掃活動に参加すること。
- ④ 出店者の中で飲食物を提供するものは、運営部会が開催する保健衛生講習（出展説明会と同日。2024年10月初旬実施予定）を必ず受講すること。
- ⑤ 飲食業者が飲食物を提供する模擬店を出店する場合は、所轄の保健所に露天営業の許可申請を行い、許可を受けること。
- ⑥ 飲食物を提供する出店者は、現場（調理）責任者を1名、調理従事者を2名決定し、その者の責任において調理等を行うこと。
- ⑦ O-157等食中毒の発生等により「出店品目」を規制された場合は、「出店品目」を変更することができる。また運営部会から直接変更を要請する場合がある。
- ⑧ 食中毒を始め、賠償責任を伴う事故等に関しては、実行委員会は、主催者としての過失がない限り責任を負いません。

2. 出店に関する内容

- ① 出店者は、「模擬店出店申込書」に内容を具体的に記入の上、申請する。その後、申込書内容を運営部会で審査し、資格・条件等が満たされている出店者については、許可証を発行する。
- ② 運営部会は、出店責任者を収集して説明会を開催する。
- ③ 出店区画数は原則 2 区画までとし、1 区画の大きさは間口 3.6m×奥行 2.7m とする。なお、テントは実行委員会が用意するものを必ず使用し、横幕を設置すること。使用する備品は出店者で用意すること。ただし机・椅子については、希望者には有償で貸し出します。
- ④ 出店場所の配置については、一部を除き抽選とする。
- ⑤ 模擬店区画の裏にテント等によるバックヤードを設置する場合は、事前相談の上、会場都合上、設置可能箇所によりのみ設置を許可する。
- ⑥ 出店者は「出店品目」の品質及び単価を十二分に検討し、市民及び来場者の批判を受けないよう努力すること。
- ⑦ 雨天等により、かたのにぎわいフェスタが中止になった場合でも、出店料・販売物・材料・機材器具等の一切の保証はしない。
- ⑧ 出店者はブルーシート等、地面の汚れやゴミの飛散を防ぐ用具を必ず使用すること。

3. 飲食を取り扱う出展に関する内容

- ① 飲食物を提供する出店者は、別紙『模擬店における食中毒の予防について』を参照の上、衛生管理に細心の注意を払うよう努めること。
- ② ビン・缶類の直接の販売は認めない。キャップ付きペットボトル飲料のみ販売可能とする。
- ③ 汚物容器は蓋付きのものを用意し、特にゴミの処理は完全に行うこと。
- ④ プロパンガスを使用する出店者は、実行委員会指定のプロパンガスを使用し、当日はガス管理者の指導を仰ぐこと。また各出店者で1本以上、消防の定める消火器（ABC粉末消火器10型）を各自で用意すること。消火器は、腐食しているもの、安全栓が抜けているものおよび古くなったものは設置せず、有効期限内のものを目につきやすく取り出し出す居場所に設置すること。消火器を用意できない出店者は、安全上、出店の取りやめを命ずる。
- ⑤ 安全管理上、エンジン発電機及びカセットコンロの使用は厳禁とする。

4. 管理運営に関する内容

- ① 会場本部にて、模擬店の苦情処理・各種相談・調整等に応じることとする。
- ② 運営部会担当者は、開店前に各模擬店を見回り、点検を行う。
- ③ 出店による事業系ゴミ（材料ゴミ等）は必ず出店者自身が持ち帰ること。
- ④ 来場者が出すゴミについては、実行委員会がゴミステーション等を設置し、運営部会及び出店者で管理を行う。
- ⑤ 開店・閉店時間は遵守し、指定時間外は会場内への車の侵入は一切認めない。
- ⑥ 万が一、火災の恐れがあった場合、各出店者及び警備本部で設置する消火器で対応すること。

5. 出店に対する使用料について

- ① 出店者は、出店協力金として、1区画につき15,000円を納付する
- ② 電気の使用を希望するものは、電気使用料として電気器具1台につき2,500円を納付する。またかたのにぎわいフェスタ当日は使用している電気器具およびその数を模擬店前に掲示する。
- ③ 机・椅子の貸し出しを希望する場合は、1組（机2・椅子5）につき2,500円を納付する
- ④ ガスの使用を希望するものは、必ず実行委員会が用意するプロパンガスボンベ（容量8kg・ホース付き）を使用し、1本あたり2,500円を納付する
※ 当日の追加は在庫の関係上、対応できません。使用される器具に「○kg/h」等の表記がありますので、確認の上、余裕を持った注文をお願いします。
- ⑤ 上記①～④の費用については、模擬店説明会の開催時に納付する。

かたのにぎわいフェスタ 2024

出店者注意事項および申し合わせ事項

1. 設営準備及び撤収について

- ① 会場への車両の侵入可能時間は、実行委員会が指定する時間とする。
- ② 車両搬入は順次行う。出店者は通行の妨げにならないよう、会場入り口に早めに到着し、並んで待たないこと。
- ③ 出店者は説明会時に決められた搬入時間帯に、実行委員会の指示に従って整然・迅速に搬入すること。会場内で荷物を下ろした後はすぐに車両を関係者駐車場に移動させること。長時間待機する車両は、実行委員会の判断で強制退去させることがあります。
- ④ 搬出は、2日目のフェスタ終了後、実行委員会の指示により各店舗順次行うこと。侵入順は指示するので、勝手に車両を侵入させないこと。
- ⑤ 搬入・搬出時は、出店者も車両誘導に協力してください。

2. 出展時間について

かたのにぎわいフェスタ2024 開催時間

2024年10月26日(土) 10時～18時

10月27日(日) 10時～16時

※出店時間は厳守すること

3. 車両の取り扱いについて

- ① 模擬店出店団体の関係車両は、原則として1区画あたり2台まで、2区画の場合3台までとし、両日とも指定の「関係者駐車場」に駐車すること（来場者駐車場への駐車は禁止とする）。そのうち会場に侵入可能な車両は1区画あたり1台のみ、車両重量は2tまでとする。なお各車両には実行委員会発行の許可証を必ずフロントガラスに掲示すること。許可証の掲示がない場合、会場侵入及び駐車はできない。
- ② 交通法規を遵守し、路上駐車も認めない。フェスタ会場は住宅地に隣接しているため、近隣住民の迷惑、通行の妨げにならないよう十二分に注意すること。
- ③ 特に車両による搬入・撤去時は、安全には十分注意するよう警察当局から強く警告されているため、交通法規の遵守と安全運転を徹底すること。
- ④ 会場内への車両侵入は、「1.設営準備及び撤収について」で規定する時間以外は一切禁止する。ただし緊急車両やイベント撤去車両は除く。
- ⑤ 終了後の撤収及び車両の侵入は、本部からの指示があるまで行わないこと。

4. 清掃・警備について

- ① フェスタ開催期間中、各模擬店から各日1名（両日とも1時間、申込時に氏名を報告）、会場内及び周辺の清掃並びにゴミの分別収集にご協力いただきます。
- ② フェスタ終了後の翌月曜日午前中には、会場内清掃を実施するので、各模擬店出店団体は必ず清掃要員を1名（申込時に氏名報告）派遣し、清掃及びゴミの分別にご協力ください。
- ③ 各模擬店から出た事業系のゴミ（材料ゴミ等）は必ず出店者で持ち帰ること。

5. 電気の使用について

- ① 電気器具を使用する出店者は、電気器具の内容を明確にし、コンセントの設置を申し出ること（フェスタ 1 日目夜～2 日目朝にかけては、電気は使用可能です）
- ② 申込時には正確な電気容量で申し込むこと。
- ③ 電気器具を使用する出店者は、使用電気器具の種類及び数を模擬店前に掲示し、申込内容と一致するか検査を受けること。申込以外の電気器具・容量で使用していた場合は、超過分の電気使用料金を徴収するほか、超過分の電気機器の撤去、および次年度以降の出展を見合わせる場合がある。
- ④ 安全管理上、エンジン発電機の使用は厳禁とする。

6. プロパンガスの使用について

- ① プロパンガスを使用する出店者は、実行委員会指定のプロパンガスを使用し、当日はガス管理者の指導を仰ぐこと。
- ② 申込時には、ガス器具に掲載されたガス使用量を確認し、余裕を持って注文すること。万一ガスがなくなった場合は、直接ガス業者に連絡せず、必ず実行委員会本部に相談すること。
- ③ 各出店者で 1 本以上、消防の定める消火器（ABC 粉末消火器 10 型）を各自で用意すること。消火器は腐食しているもの、安全栓が抜けているもの及び古くなったものは設置せず、有効期限内のものを目につきやすく、取り出しやすい位置に設置すること。消化器を用意できない出店者は、安全上、出店の取りやめを命ずる。
- ④ 安全管理上、カセットコンロの使用は厳禁とする。

7. 雑排水の処理について

- ① 模擬店で発生した雑排水については、会場の上水道の排水溝及び側溝に流さず、所定の場所に流すこと。また油類は流さず、持ち帰って処分すること。

8. その他

- ① 机および椅子については各出店者が準備すること。但し添付の申込書に記入・提出すれば、実行委員会が有償で貸し出します。

以上の注意事項は、出店に携わる方々全員に周知徹底をおこなっておいてください。申し合わせ事項・出店要項以外の問題が発生した場合には、実行委員会役員の指示に従っていただきます。実行委員会の約束事項・指示に従わないとき、あるいは違反していた場合、出店の即時停止の上、次回以降の出店を認めません。